



『活きていることわざ』

船橋市議会議員

神田 廣栄 (かんだひろえい) 議会報告

【事務所】船橋市前原西8-24-8 ☎490-3333 FAX 465-7117

Eメール hiroei@muc.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www.hiroei.jp>

青雲の志・子供は風の子

【青雲の志】◇立身出世して高い位置につこうとする意志・希望のこと。

・「青雲」は青空。高位・高官。

【子供は風の子】◇子供は寒さや風にも負けず、元気に外で遊び回るとのこと

カレンダーが最後の1枚となりました。本年も私の拙い(つたない=下手な、劣っている)文章を読んでもうございましてありがとうございました。

さて、いつもながら国政の不安定さ、政府与党も稚拙(ちせつ=糺で糺いこと)で、対する野党も政府与党の足引っ張りやパフォーマンスばかりで、情けなくなっている毎日です。

私はよく挨拶で話すことに、幕末の頃「日本をなんとかしなければ」と、遠く土佐高知県や薩摩鹿児島県などから、坂本龍馬はじめ20代の燃える若者が京に上りました。現在と違い、飛行機や電車がない時代です。しかもワラジを履いてです。議員視察で長州山口県や宮崎・福岡県に行った時も「自分は、同じ思いがあったにせよ、こんな遠くから京まで上り、日本を変えよう」とは思えなかっただろうな、と感慨深いものがありました。

そして、「坂の上の雲」の秋山兄弟や正岡子規です。みんなドラマだから、と言えばそれまでです。しかし、明らかに歴史にその名を確実に残しているのです。『青雲の志』を持つことも大切です。

現在、坂本龍馬や秋山兄弟のような、命を懸けて国を思う人間がいるのでしょうか。国家を動かす議員の多くは「自分の議員の立場」を守ることに一生懸命なだけです。忸怩(じくじ=恥入るさま)たる思いでいっぱいです。

話は小さくなりますが、一番身近な船橋市議会は12月議会の真っ只中です。手前味噌になりますが、私は市民のために身を粉にして働いてきたつもりですし、これからもそれこそ命懸けで働く覚悟です。

今議会は議案質疑は他の議員がしますので一般質問のみ行います。そこで、今号は今議会に提案された議案の一部を掲載しました。可決されれば実践できるという前提でご一読ください。



① 市のいろいろな施設の開館時間と休館日が変更されます

総合体育館(アリーナ)、勤労市民センター、市民ギャラリー、武道センター、茶華道センター、老人福祉センター、老人デイサービスセンター、都市公園などが開館時刻を繰り上げたり閉館時刻を繰り下げたり、或いは、月曜日の定休日を廃止して、

年末年始を除いて年間を通じて開館することができるようになります。

これらは、民間活力の導入による市民サービスの向上を目的として、市が指定した「指定管理者」により運営されています。

今議会で、より市民サービスができるように「指定管理者」の裁量を広くする条例が提案されました。12月14日の議会最終日に採択されますと、平成23年4月から変更できることとなります。それぞれの施設によって異なる場合がありますので、ご利用される施設に確認してください。

② 小学校・市立船橋高校などの教室にエアコンが設置されます

建て替えをする西海神小学校と船橋小学校を除く市内52の全小学校と、市立船橋高校、特別支援学校の教室や特別室などに、来年の夏頃にエアコンが設置されることとなります。



その設計委託料に約1億円の補正予算が組まれました。何でエアコンを設置するのに設計委託をしなければならないのか確認したところ、「1つの学校に20から30のエアコンを設置すると、大きな電気容量が必要となり、変電設備や配線を変更する必要がある」とのことでした。

以前私は「夏は暑いものだ。冬は寒いものだし『子供は風の子』。そんな環境の中でみんな勉強してきた。丈夫な体にもならない」ということで、学校のエアコン設置は不必要の発言をしていましたが、空調設備が整い環境の良い私立や新築する学校には設置されるという状況を考えると、子供達が同じ良い環境の中で勉学するのは公平性からも当然ではないか、と思うようになりました。一生懸命に勉学してください。



なお、27ある中学校は平成24年度に設置予定です。

③ 一般職員、特別職職員の給料が引き下げられます

(以下は、条例を改正する「要旨」です)

本年も厳しい経済・雇用情勢が民間の給与に反映され、公務員の月例給、特別給のいずれもが民間を上回ったことから、月例給の引き下げ改定、特別給の引き下げを人事院が勧告した。

具体的には、行政職の月例給で平均△757円、△0.19%のマイナス較差を解消するため、55歳を超える職員の俸給と俸給の特別調整額(管理職手当)の支給額を減額(△1.5%)するとともに、主に40歳台以上が受ける俸給月額を引き下げる俸給表の改定を行い、特別給については、民間の支給割合に見合うよう、年間で0.2月分の引き下げを行う。

→12月に支給されるボーナスが0.2月分減額されます。

